

JSTV-i サイマルキャストサービス約款 (2018 年 1 月改訂)

第 1 条(定義)

本約款は当社が行う JSTV-i サイマルキャストサービス(以下「本サービス」といいます)に対し適用されます。本サービスを利用するには、当社とこの約款の内容に合意した上で会員登録を完了して会員となっていること、および視聴契約を締結する必要があります。

この約款において使用する用語は、次のように定義します。

JSTV

英国 Ofcom より当社に交付された免許に基づき当社が行っている衛星直接受信向け日本語放送サービス。

JSTV-i サイマルキャスト(本サービス)

電気通信回線を通じて、JSTV を放送と同時に再送信するサービス、およびこれに附帯するサービスの総称。

会員

本約款に同意し、当社に会員登録をした者。

会員登録申込者

当社に会員登録の申し込みをする者。

会員登録情報

会員登録申込者または会員が会員登録に関し、当社 Web サイト上の申し込み画面、もしくは加入申込書に記載した自己に関する情報。

視聴契約

本サービスを利用するための契約。

利用端末

インターネット接続機能を有し、第 3 条の条件を満たすパーソナルコンピューター等。これには、当社が認めたオペレーティングシステムを搭載した受信機器(STB)を含む。

コンテンツ

当社が本サービスとして提供する当社が放送した放送番組、およびその編成上必要な資料。

本サイト

当社が JSTV や JSTV-i サービスに関連して運用する Web サイトの総称。

法人会員

当社が提供するサービスを法人として利用するために会員登録した者。

法人視聴契約

法人会員が本サービスを利用するために当社と締結する視聴契約。

第 2 条(約款への同意、変更および料金改定)

1. 会員は本サイトでのオンライン申し込みの際に、サイト内の会員約款セクションの承認ボタンを押す事、または当社指定の申し込み書の署名欄に記入をしたことで本約款に同意したものとします。
2. 当社は、会員にその内容を通知することによりこの約款を変更することがあります。その場合、会員は変更後の約款に従うものとします。
3. 当社は、本サービスに関する個別の視聴契約約款、ガイドライン、諸手続き方法(以下「個別規定等」と総称します)を別途定め会員に通知することがあります。この場合、個別規定等はこの約款の一部を構成し、またはこれに準じるものとします。この約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等がこの約款に優先して適用されるものとします。なお、個別規定等の変更についても前項と同様に会員は従うものとします。

4. 前2項の通知については、本サイトにおいて、効力発生まで相当の猶予期間をもって掲示し、当該猶予期間を経過することによって会員との間で効力が生じたものとします。なお、当社から会員へのその他の通知についても、この約款上別段の定めがある場合を除いては、本サイトにおいて掲示することをもって効力を生じるものとします。

第3条(利用推奨環境)

本サービスの利用推奨環境については、当社が別途定め、本サイトにおいて掲示します。

第4条(サービス対象区域)

本サービスの対象区域は JSTV 衛星直接受信放送サービスに準じますが、一部提供できない地域があります。対象地域は JSTV のホームページ (<http://www.jstv.co.uk/>) でご確認ください。

第5条(会員登録)

1. 会員登録申込者は、当社が定める方法により、会員登録の申し込みを行わなければなりません。
2. 当社が、会員登録申込者に対して、当該申し込みの内容を確認・承諾の上、受け付けた旨を通知した時点で会員登録が成立し、その時点で会員登録申込者は会員となります。
3. 会員は、一会員登録につき一組のユーザーネームとパスワードを持つことができます。
4. 会員は、会員登録情報に変更が生じた場合においては、本サイトにおいて自ら情報の更新を行うか、または JSTV カスタマーサービスに連絡するかのどちらかの方法で、最新の情報を反映させるものとします。なお、会員登録情報のうち本サイトにおいて「必須項目」と表示されているものについては、会員は、直ちに当社の指定する方法に従って変更の通知をしなければなりません。
5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項に基づく申し込みを承諾しないことがあります。
 - ①会員登録申込者が、不正の目的をもって虚偽の内容の情報を本サイトもしくは申込書に記入している、またはそのおそれがある場合
 - ②その他本サービスの提供に支障が生じるおそれがあると当社が判断した場合

第6条(ユーザーネームおよびパスワードの管理)

会員は、本サービスのユーザーネームおよびパスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって使用および保管するものとし、当社は、ユーザーネームまたはパスワードの、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、その責任を一切負わないものとします。

第7条(退会)

1. 会員は、当社が定める方法により当社に通知した上で、会員登録を抹消し退会することができます。
2. 会員は、退会を希望し、かつ有効な視聴契約が残っている場合は、第13条に基づく、視聴契約の終了を最初に申し込む必要があります。
3. 会員登録抹消の時期は、会員による退会の意思表示が当社に到達した日とします。
4. 会員が、視聴契約上の無料試験期間の間に会員登録の抹消を希望する場合も、無料試験期間終了日の10営業日前までに当社に通知するものとします。通知が遅れたことによって視聴料が課金された場合、返金いたしません。
5. 会員が死亡した場合は、当該会員の相続人もしくは利害関係者から当社に対してその旨の届け出があった日、または、当社が当該会員の死亡をその他の理由で知った日のうち早い日をもって当該会員の視聴契約は終了し、会員登録は抹消されるものとします。

第8条(会員登録に係る会員情報の取り扱い)

1. 当社は、次項で定める項目での利用目的を除き、当社の保有する会員登録情報を会員の同意なく第三者に開示しません。

2. 当社は、会員登録情報を次にあげる目的にのみ利用します。

- ① 本サービスの提供
- ② JSTV 及び本サービスに関する広報
- ③ JSTV 及び本サービスの、サービス向上を目的とする利用者意向調査・アンケートの実施
- ④ 会員からの問い合わせへの対応
- ⑤ 利用料金の未払い等会員の債務不履行の是正のために取る措置

第 9 条(視聴契約)

1. 会員は、会員登録をしたあと、別途視聴契約を締結することによって、本サービスを利用することができます。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項に基づく視聴契約締結を承諾しないことがあります。

- ① 会員登録申込者が、本サービスの料金の支払いを現に怠り、またはその明白なおそれがある場合
- ② 当該会員登録申込者の責めに帰すべき事由により、視聴契約が解除され、または、本サービスの提供が停止されたことがある場合

3. 当社は、会員の新規視聴契約締結にあたって一定期間の無料試聴期間を設定する場合があります。この場合、視聴契約締結後、この無料試聴期間の間視聴料の課金は行われませんが、無料試聴期間を過ぎた時点で視聴料の課金が自動的に始まります。

4. 視聴契約の有効期間は、第 1 項に定める視聴契約成立の日から開始し、視聴契約の定める期間まで、特段の契約終了希望の意志表示がない限り継続するものとします。

第 10 条(視聴契約の単位)

1. 視聴契約は、会員本人が単独あるいは同一世帯内で個人的に本サービスを視聴することを目的としたものであり、別途定める法人契約を締結している場合を除き、会員は業務目的乃至その他目的如何を問わず不特定多数に対して本サービスを視聴の用に供する事は出来ません。

2. 法人視聴契約については、別途定める法人視聴契約約款に準ずるものとします。

第 11 条(視聴料のお支払い)

1. 会員は、本サービスの利用にあたって、当社が別途定める視聴契約毎の視聴料金を、別途定める方法により支払うものとします。

2. 視聴契約における視聴料金は、会員の居住地域によって支払における通貨が異なります。また、視聴契約のタイプによって価格や契約期間が異なります。

3. キャンペーン特典対象者については、別途定めるキャンペーン約款に準ずるものとします。

4. 当社は、当社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。料金およびその支払方法の変更の詳細については、本サイト上に事前に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。

5. 本サービスの視聴料の支払いは、Realex Payments UK 社を通して行います。

6. 新規加入する場合、JSTV ホームページから加入申込書に必要事項を記入の上会員登録をし、視聴契約を申し込むこととします。また、クレジットカード情報は会員が JSTV カスタマーサービスに電話で知らせることとします。JSTV カスタマーサービスは、Realex Payments UK 社のデータベースに会員のクレジットカード情報を直接登録し、登録完了後は会員のクレジットカード番号情報は JSTV には一切残りません。

7. 会員が視聴料支払いのためのクレジットカードの変更を希望する場合、クレジットカード情報は JSTV カスタマーサービスに電話で知らせることとします。JSTV カスタマーサービスは Realex Payments UK 社のデータベースにクレジットカード情報を直接登録し、登録完了後は会員のクレジットカード番号情報は JSTV には一切残りません。

8. Realex Payments UK 社については下記のサイトをご覧ください。

会社情報: <https://www.realexpayments.com/about/>

プライバシーポリシー: <https://www.realexpayments.com/privacy-statement/>

第 12 条(視聴契約の終了)

1. 会員は、当社の定める方法により当社に通知した上で、視聴契約を終了することができます。
2. 会員は、視聴契約の終了を希望する場合、次に予定されている視聴料決済日の 10 営業日前までに当社に通知するものとします。通知が遅れたことによって次の視聴期間分の視聴料が課金された場合、返金いたしません。
3. 会員が無料試聴期間の間に視聴契約を終了する場合も、無料試聴期間終了日の 10 営業日前までに当社に通知するものとします。通知が遅れたことによって視聴料が課金された場合、返金いたしません。
4. 当社は、会員による視聴契約終了の意思表示が当社に到達した日にただちに視聴契約終了の処理を行い、処理が完了したことを会員に通知します。会員は、会員がすでに視聴料を支払い済みの期間は視聴が継続できます。視聴契約の終了は、視聴期間終了を持って完了します。すでに支払い済みの視聴料については返金いたしません。
5. 会員が、12 ヶ月契約によって STB 無料進呈特典を利用した場合、12 か月経過を待たずに途中で視聴契約を終了した場合でも 12 ヶ月分の視聴料は支払うものとします。
6. 次の各号の事由により本サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、視聴契約は直ちに終了するものとします。なお、この場合、会員がそれまでに支払った利用料金の返金はいたしません。
 - ① 当社の配信設備等に、不可抗力により回復不能の損害が生じた場合
 - ② その他、当社が本サービスを提供することが客観的に不可能な事由が生じた場合

第 13 条(視聴契約の解除)

1. 当社は、会員が本サービスに対する視聴契約により発生した金銭債務を決済期日までに支払わない場合、相当の期間を定めて催告した上、会員に対するサービスを停止して視聴契約を解除できるものとします。
2. 当社は、会員が本サービスを第 15 条の禁止行為を行う目的で利用しまたは利用する明白なおそれがあるものと認められる場合においては、直ちに会員に対する本サービスを停止して視聴契約を解除できるものとします。また、違反した期間に対し、正規に契約されていた場合に支払われるはずであった料金(複数の契約単位として計算することがあります)を金利(Barclays Bank LIBOR + 4%)と共に徴収します。
3. 第 1 項に基づき視聴契約を解除された者が、再契約を希望する場合、再契約を認めるか否かについては当社が判断し、可とする場合は、新たな視聴契約を締結するものとします。

第 14 条(設備等の準備)

1. 会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他、本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. 本サービスにアクセスをする際、会員のインターネットプロバイダーの料金設定により本サービスを受信することによって超過料金が発生する場合は会員負担となります。
3. 会員による本サービスの利用において、当社は、当社提供のサービスのみをサポートし、それ以外の通信機器、通信回線等の環境については、接続情報の提供も含め、そのサポートは行いません。
4. 会員が利用するインターネット・プロバイダー等の設備の不具合等、当社が提供するサービス以外の事由による問題で会員が被った被害は、当社は一切責任を負いません。

第 15 条(本サービスの利用禁止事項)

1. 会員はユーザーネームとパスワードを非会員に対し貸与するなどして、本サービスを非会員が視聴できるようにすることはできません。
2. 会員は、本サービスを個人として視聴するものとし、本サービスを利用して、または、その利用に関連して、次の行為を自らまたは第三者を通じて行うことはできません。
 - ① 本サービス対象区域外から本サービスを利用する行為

- ②本サービスを不特定多数に視聴させる行為
- ③本サービスにより配信される映像、音声、文字等を著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、上映、譲渡、公衆送信、送信可能化、改変その他の態様で利用する行為
- ④本サービスにおいて施されているコンテンツ保護技術を、改変その他の方法によって無効化する行為
- ⑤本サービスの利用において、当社または第三者の知的財産権、プライバシー、肖像権等を侵害する行為、会員または第三者の営利を目的とする利用行為
- ⑥本サービスのために当社が用意した通信設備、コンピューターその他の機器およびソフトウェアに不正にアクセスし、または、それらの利用もしくは運用に支障を与える行為もしくはそのおそれのある行為
- ⑦当社が、本サービスの利用にあたって会員に提供する専用アプリケーションを分解または解析し、その仕組みや仕様を改変して本サービスの不正利用または他の目的に利用する行為

3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- ① 不正の目的をもって当社に虚偽の会員登録情報を登録したことが判明した場合
- ② 前2項の禁止行為のいずれかを行ったことまたはその明白なおそれがあることが判明した場合
- ③ 本サービスにより発生した金銭債務を、決済期日までに支払わない場合
- ④ その他、当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、またはそのおそれがある行為をした場合

第 16 条(提供の一部中止)

- 1. 当社は、当社の判断において視聴契約の期間中であっても、本サービスを終了させることができるものとします。
- 2. 前項の場合、当社はあらかじめ適切な方法によって会員に対して本サービス終了の予告をするものとします。

第 17 条(契約義務違反等)

会員がこの約款に違反し、または、本サービスの利用に伴い、故意もしくは過失により、当社もしくは第三者に対して損害を与えた場合、会員は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。

第 18 条(権利の譲渡禁止等)

会員は、視聴契約上の権利、義務その他会員契約上の地位の全部または一部について譲渡、賃貸その他の処分をすることはできません。

第 19 条(当社の責に帰すべき視聴障害)

- 1. 当社の故意または過失により本サービスの視聴が困難となった場合には、当社は調査を行ない必要な措置を講じます。
- 2. 当社が、会員の支払う月額視聴料対象期間のうち連続して 2 週間以上本サービスを提供できなかった場合は、当該月の視聴料を返金します。但し、当社の責に帰すべきものではない場合にはこの限りではありません。

第 20 条(著作権等)

本サービス(コンテンツの映像、音声、文字等を含みます)に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、当社または正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、本契約によって会員にいかなる権利も付与されるものではありません。

第 21 条(業務の一部委託)

当社は本サービスを提供するに際し、会員登録および視聴契約の申し込みの取次ぎ、料金の請求、その他の業務を当社が別途指定する代理店(以下「代理店」といいます)に委託することができるものとします。

第 22 条(免責)

- 1. 当社は、本サービスで提供されるコンテンツを通じて会員が得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- 2. 当社の責に帰すべき事由以外による、本サービスの遅滞、変更、その他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本約款にて明示的に定める以外の責任を一切負わないものとします。

3. 会員または当社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員が本サービスの全部または一部を利用できないことにつき、当社は一切の責任を負いません。

4. 天災、事変、気象等による視聴障害、および「食」「太陽線」によるコンテンツ提供元からの伝送休止、その他当社の責に帰すことのできない事由により JSTV の送出が不可能ないし困難となり、本サービスの視聴が不可能ないし困難となった場合、当社は一切の責任を負いません。

第 23 条(準拠法及び裁判管轄)

本約款はイングランドおよびウェールズ法に準拠するものとし、本約款に関する争いについてはイギリスの裁判所を合意管轄とする。

第 24 条(優先される言語)

本約款は日本語の約款原本とその翻訳である英語版で提供されています。本約款の日本語版と英語翻訳版の間に相違がある場合は、常に日本語版が優先するものとします。